

平成21年度保育所入所申し込み受け付けのお知らせ

受付期間 平成21年1月5日(月)～1月30日(金)

町内の認可保育所

保育所名	定員	住所	電話	備考
大丸保育所	30	横瀬1994	476-0555	町立
中沖保育所	30	菱田3093-2	477-0027	町立
南光保育園	60	仮宿1555-2	476-0025	私立
大崎保育園	90	仮宿1862	476-0049	私立
菱田保育園	60	菱田2601	477-0568	私立
野方保育園	90	野方6095-38	478-2324	私立

私立保育園では、延長保育・学童保育・一時保育を実施していますので、これらの申し込みは直接保育園に申し込みください。

保育料は、これまでどおり町立・私立とも町の規定により決定されます。

保育時間

町立保育所	7:30～18:00
南光・大崎保育園	7:00～19:00
野方保育園	7:00～19:00
菱田保育園	7:00～19:00

(延長保育利用の場合18:00以降は、延長保育料が必要)

対象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで
(0歳児は生後6か月以降)

必要書類

- 入所申込書
 - 課税証明書(平成20年度分)(世帯全員分)
 - 源泉徴収票の写し(平成20年分)(世帯全員分)
 - 確定申告書の写し(確定申告される人)(世帯全員分)
 - 家庭状況調査書
 - 両親の就業証明書または出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況がわかる書類
 - 世帯員に身体障害者手帳等をお持ちの人がいらっしゃる場合は、その手帳も持参ください。
- ※ **添付書類が未提出の場合は入所決定を保留します。**
(書類は役場または支所・保育所に準備してあります)



保育料

保育料は所得税・町民税によって決定されます(単位:円)

市町村民税	定義	3歳未満	3歳以上
	生活保護世帯		0
町民税非課税世帯		7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
所得税	40,000未満	22,000	19,000
	103,000未満	30,000	27,000
	413,000未満	37,000	29,000
	413,000以上	41,000	30,000

親等と同居されている皆さまへ!

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく同一生計の扶養義務者(児童の祖父母の内、所得の高い人1名)の税額も合算することになっています。

※ 2人目は半額、3人目以降は免除(幼稚園に通園する兄弟がいる場合も減額および免除がありますので、必ず入所申込書の家庭の状況欄に〇〇幼稚園通園と記入してください。)

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 児童係 TEL 476-1111 (内線145・146)
Eメール fukushi@town.kagoshima-osaki.lg.jp